

こども・若者ケアラー相談・支援窓口の広報にかかる
SNS等WEB広告の制作・運営業務

仕様書

神戸市 福祉局政策課

1. 委託業務の名称

こども・若者ケアラー相談・支援窓口の広報にかかるSNS等WEB広告の制作・運営業務

2. 業務目的および広報のターゲット

- ・こども・若者ケアラー（※）当事者に対し、「一人で抱え込まず、気軽に相談して欲しい」ということを伝えることを目的とする。
- ・中でも特に、相談者として想定している“高校生～20代（のケアラー）”を意識したデザインで広報物（WEB広告）を制作し、併せて、的確なターゲティングにより効果的な広報を行う。

※こども・若者ケアラーとは

家族にケアを要する人がいることで、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供（おおむね18歳まで＝「ヤングケアラー」とも呼ばれる）および若者（おおむね30歳未満まで）を指す。

3. 広告配信媒体

「Google」「LINE」「TikTok」「Instagram」「Twitter」の5媒体全てを使用し、広告配信を行うこと。ただし、毎月5媒体で配信する必要はなく、令和4年7月～令和5年3月の期間において、延べ27媒体（1か月あたり3媒体を目安）で配信することを前提とする。

なお、「LINE」「Instagram」「Twitter」の3媒体については、神戸市公式アカウントを所有しているため、本業務のために使用することができる。具体的な使用方法については、契約締結後に協議のうえで決定する。

4. 委託業務の内容

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

（1）広報・広告デザインの制作

上記2の目的およびターゲットに基づいて、WEB広告に使用するデザインの制作を行うこと。なお、制作にあたっては下記の点に留意すること。

- ・現在のキャッチフレーズ「誰かを支えて頑張るあなたを支えたい」を必ずデザインの中に含めること。
- ・広告バナー等は動画・静止画を問わない。また、実写・イラスト・アニメーションも問わない。
- ・上記3に記載する5つの広告配信媒体ごとに異なるデザインの使用も可能とする。ただし、デザインは統一感をもったものすること。
- ・現行のポスター・チラシ（別紙ウ）と同一の写真は使用しないこと。
- ・最終のデザインについては、事業者選定・契約後に本市と協議して決定する。

(2) SNS等WEB広告への出稿・管理・編集作業

上記(1)によって制作し、令和4年7月以降、以下の業務を行うこと。

- ・本市と協議して決定した広告の出稿作業を行うこと。
- ・出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。
※運用状況管理のため、一般的なGoogle Analyticsの分析権限の付与は可能であるが、CVタグやGoogleタグマネージャー編集権限を付与することはできない。
- ・前月に実施した広告毎のインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を月末までに報告すること。

(3) その他

◇会議の開催及び運営

- ・広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。
- ・会議を実施する際の資料は会議の1日前には本市に共有すること。
- ・会議を実施した際の議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

◇事業報告書の作成と報告

- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

5. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

6. 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治性または宗教性のあるもの
- ⑤特定の主義主張を目的とするもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

7. 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本市に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利

等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 上記6で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本市に報告すること。
- (6) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本市が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (7) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。